

第6節 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

近年、大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルとこれらの関連機材・物資がテロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このため、これらを規制し、輸出を厳格に管理するといった不拡散への取組が、今日の国際社会の平和と安定に差し迫った課題となっている。

また、人道上の観点から、特定の通常兵器の規制を求める国際世論なども高まりを見せている。このため、防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、特定の通常兵器の規制問題に対応していくことが各国にとって重要な課題となっている。

これらの課題に対する取組として、各国の協力のもと、軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる体制が整備されている。(図表Ⅲ-3-6-1参照)

以上を踏まえ、わが国は、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散への取組、また、その他の大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルなどに関する軍縮・不拡散、さらに特定の通常兵器の規制問題に関する国際的な取組に積極的な役割を果たしている。

本節では、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる取組に対する防衛省・自衛隊の取組について説明する。

図表 Ⅲ-3-6-1 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区 分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約(NPT) 包括的核実験禁止条約(CTBT)	化学兵器禁止条約(CWC)	生物兵器禁止条約(BWC)	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) 対人地雷禁止条約(オタワ条約) クラスター弾に関する条約 国連軍備登録制度
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ(NSG)	オーストラリア・グループ(AG)		ミサイル技術管理レジーム(MTCR)	ワッセナー・アレンジメント(WA)
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議第1540号				

1 大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

1 核兵器

軍縮・不拡散体制の強化の観点から、わが国は包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた努力や国際原子力機関(IAEA)保障措置の強化のための取組を続けているほか、核兵器不拡散条約(NPT)のより良い運用を検討するための各種会合や原子力供給国グループ(NSG)における議論にも積極的に参画している。

参照 資料59

2 生物兵器・化学兵器

(1) 化学兵器禁止条約(CWC)などへの取組

防衛省・自衛隊は、80(昭和55)年以降、CWCの交渉の場に、化学防護の専門家を随時派遣し、日本代表団の一角として条約案の作成に協力してきた。また、条約の発効にともない、条約の定める検証措置などを行うため、オランダのハーグに設立された化学兵器禁止機関(OPCW)に、97(平成9)年以降、化学防護の専門家を派遣しており、現

在は、陸上自衛官1名を派遣している。

参照 資料60・61

なお、陸自化学学校(さいたま市)では、条約の規制対象である化学物質を防護研究のために少量合成していることから、条約の規定に従い、同機関設立当初から計8回の査察を受け入れている。

また、中国遺棄化学兵器廃棄処理事業については、CWCに基づいて、政府全体として取り組んでいる。遺棄化学兵器は中国北部の黒龍江省から南部の広東省まで広範囲で存在が確認されており、吉林省敦化市ハルバ嶺には、現在でも約30~40万発にのぼる旧日本軍の化学兵器が埋設されているものと推定されている。防衛省・自衛隊は、CWCに基づく遺棄化学兵器処理を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員7名を出向させている。00(同12)年以降、計11回の発掘・回収事業に、化学、弾薬を専門とする陸上自衛官を内閣府に出向させた上、現地に派遣している。11(同23)年は、8月から9月にかけて、内閣府が行う中国吉林省敦化市蓮花泡での発掘・回収事業に自衛官7名が参加し、中国側作業員に対して砲弾の識別、汚染の有無の確認、作業員の安全管理などについて指導を行った。

(2)生物兵器禁止条約(BWC)への取組

Biological Weapons Convention

BWCについては、関連会合に薬学や医学の専門家である医官、教官などを派遣し、BWC強化のための取組に対して協力を行っている。

2 特定通常兵器の軍備管理関連条約などへの取組

1 特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)

Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons which may be deemed to be Excessively Injurious or to have Indiscriminate Effects

CCWは地雷、ブービートラップ、焼夷兵器、レーザー兵器など過度に傷害を与え、または無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止または制限する条約であり、手続事項などを定めた枠組条約のほか、兵器別に第1~5までの附属議定書から成る。わが国は第1~4附属議定書を締結している。

CCWにおいては、特にクラスター弾(複数の子弾を内蔵する弾薬)の不発弾がもたらす問題への対応の必要性から議論が継続され、07(同19)年11月のCCW締約国会議に



中国吉林省にて、遺棄化学兵器を発掘・調査する陸自隊員

(3)オーストラリア・グループ(AG)への取組

Australia Group

94(同6)年以降、毎年、会合に職員を派遣し、AGの規制や取り決めの実効性を高めるため協力している。

3 運搬手段(ミサイル)

防衛省は、92(同4)年以降、毎年、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)の会合に職員を派遣し、MTCRの規制や取り決めの実効性を高めるため協力している。

参照 資料62

において、クラスター弾の人道上の懸念に早急に対応するための交渉を行うことが決定された。しかし、11(同23)年11月の会合でも合意に至らず、議論は一度終了した。

わが国は、クラスター弾規制の問題については、クラスター弾に関する条約への取組とともに、米、中、露などのクラスター弾の主要な生産国および保有国も参加するCCWの枠組においてクラスター弾に関する実効的な議定書が作成されることが重要と考えており、将来、再交渉が決まった際には、引き続き積極的に交渉に貢献する。

2 クラスター弾に関する条約

CCWの枠外において、08(同20)年中にクラスター弾の禁止を定める国際約束を策定するとの目的のもと、一連の国際会議において交渉(オスロ・プロセス)¹を行った結果、08(同20)年5月「クラスター弾に関する条約」²が、わが国を含む107か国の参加国により採択された。同年12月、オスロにおいてわが国を含む94か国が署名し、わが国は09(同21)年7月に同条約の受諾書を寄託した。

10(同22)年2月、発効に必要な30番目の批准書などが国連事務総長へ寄託され、同年8月1日に同条約が発効した。これにともない、自衛隊が保有するすべてのクラスター弾の使用などが直ちに禁止されることとなった。他方、クラスター弾の主要な生産国および保有国である米国、中国、ロシアなどは現在同条約には署名していない。

現在、防衛省・自衛隊としては、わが国の安全保障を確保するため、クラスター弾の機能の一部を喫緊に補完するための精密誘導型装備などの導入を進めている。

また、同条約発効後原則8年以内に、保有するクラスター弾を廃棄することが規定されていることから、同弾の廃棄を安全かつ着実にやっていく。

3 対人地雷禁止条約

99(同11)年より、対人地雷問題に関する国際的関心が高まった。99(同11)年には、対人地雷禁止条約が発効し、現在その締約国は、159か国にのぼっている。

防衛省・自衛隊は03(同15)年2月までに、この条約で認められた地雷の探知、除去などの技術開発と訓練のための必要最小限の例外的な保有分を除き、全ての対人地雷を廃棄した。

一方、わが国の安全保障を確保するため、条約上の対人地雷に該当せず、一般市民に危害を与えるおそれのない代替手段として、指向性散弾³を含む対人障害システムの整備を進めている。

また、ARF参加国は、26か国のうち13か国しか締結していないことから、防衛省としても条約未締結のARF参加国などに対し、機会あるごとに条約の締結を働きかけている。

さらに、防衛省は、例外保有などに関する年次報告を国連に対して行うなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的に協力している⁴。

参照 資料63

4 国連軍備登録制度

防衛省は、毎年、装備品の年間輸入数量を国連に登録するとともに、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供している。

また、この制度の改善・強化のために行われている政府専門家会合などに、随時職員を派遣している。

5 国連軍事支出報告制度

国連軍事支出報告制度は、軍事支出の透明性向上、軍事支出の削減を目的に80(昭和55)年に設立された。報告項目は、「人件費、メンテナンス費用等の運営費用」、「調達および建設費用」、「研究開発費用」の3つであり、防衛省は82(同57)年に最初の報告を行い、97(平成9年)年以降、毎年報告を行ってきた。

一方、本制度は軍事支出の削減の手段というよりもむしろ、透明性向上の手段として、その有効性が認識されるようになったことから、10(同22)年11月、本制度の設立以来初めて、国連軍事支出報告制度に関する政府専門家会合が開催され、本制度の見直しに関する議論が行われた。本制度について、国際的な信頼醸成措置としてその実効性を確保するためには、参加国数を増やすことおよび提供される情報の質を高めることが重要であることから、会合などを通じて検討を重ね、11(同23)年5月に開催された政府専門家会合・第3回会期で報告様式の改訂などに関する勧告が

1 ノルウェーほか賛同国(ペルー、オーストリア、ニュージーランド、アイルランドなど)およびNGOを中心に開始されたプロセスで、中南米、アフリカなど開発途上国からも多数国が参加

2 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_37.pdf>参照

3 敵歩兵の接近を妨害する対歩兵戦闘用爆薬。民間人が無差別に被害を受けないよう隊員が目標を視認して作動させるものであり、人の存在、接近または接触により爆発するように設計されたものではない。

4 防衛省は、カンボジアにおける対人地雷除去活動への支援のため、99(平成11)年から06(同18)年12月までの間、退職自衛官を国際協力機構(JICA)に推薦し、この退職自衛官はJICAの長期派遣専門家の枠組で、カンボジア地雷対策センター(CMAC)の整備・輸送アドバイザーとして派遣されていた。

Cambodia Mine Action Center

とりまとめられ、12(同24)年から、報告項目は、「人件費
用」、「運営・維持費用」、「調達および建設費用」、「研究開

発費用」の4項目に変更されている⁵。

3 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

1 拡散に対する安全保障構想

(1) 成立の背景など

北朝鮮、イランなどの拡散懸念国が大量破壊兵器・ミサイル開発を行っているとして強く懸念した米国は、02(平成14)年12月に「大量破壊兵器と闘う国家戦略」を発表し、「不拡散」、「拡散対抗」、「大量破壊兵器使用の結果への対処」という三本柱からなる包括的なアプローチを提唱した。

この一環として、03(同15)年5月、米国は、「拡散に対する安全保障構想(PSI)¹」を発表し、各国に同取組への参加を求めた結果、12(同24)年6月現在、わが国を含め約100か国が支持する国際的な取組に発展している。

こうした取組の中で、大量破壊兵器などの拡散阻止能力の向上のため、12(同24)年6月末までに37回のPSI阻止訓練をはじめ、政策上、法制上の課題の検討のための会合を開催するなどの取組が行われている。

(2) これまでの防衛省・自衛隊としての取組など

防衛省・自衛隊は、関係機関・関係国と連携し、自衛隊が有する能力を活用して、PSIに関与していくことが必要であると考えている。このため、第3回のパリ総会(03(同15)年9月)以降、各種会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、海外で行われるPSI阻止訓練にオブザーバーを派遣して、関連する情報の収集に努め、04(同16)年以降は、訓練への参加を継続的に行ってきた。

現在まで、PSI海上阻止訓練を外務省、警察庁、財務省、海上保安庁など各関係機関と連携しつつ、わが国主催で2回行った。また、12(同24)年7月にはPSI航空阻止訓練を初めてわが国主催で行う。防衛省としては、わが国周辺における拡散事例などを踏まえれば、PSIを、広く防衛、外交、法執行、輸出管理などを包含した安全保障上の課題としてとらえて、平素から大量破壊兵器などの拡散防止に取り組んでいく必要があると考えている。このため、今後も引き続き、自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種訓練や会合への参加や主催のほか、PSIを含む不拡散体制の強化のための活動に努めていく。

(図表Ⅲ-3-6-2 参照)



立ち入り検査訓練の準備を行う海自隊員

図表 Ⅲ-3-6-2 PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績(平成21年度以降)

実施時期	訓練	実施場所	防衛省・自衛隊の対応
09(平成21)年10月	シンガポール主催PSI海上阻止訓練	シンガポール	護衛艦1隻、哨戒機(P-3C)2機が参加
10(平成22)年9月	オーストラリア主催PSI航空阻止訓練	オーストラリア	オブザーバー派遣
10(平成22)年10月	韓国主催PSI海上阻止訓練	韓国	護衛艦2隻が参加

2-5 今回の改訂により、標準様式(Standardized Reporting Form)及び簡略様式(Simplified Reporting Form)の問題点、特に、両様式の報告項目間の整合性の欠如により支出総額に差異が生じる点が改善され、また、各国の事情により記入が困難な報告項目の見直し等も行われ、より使いやすい報告様式となる。これにより、報告内容の質の向上および参加国数の増加が期待される。

3-1 拡散に対する安全保障構想は、大量破壊兵器およびその関連物資などの拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同してとりうる措置を検討し、また、同時に各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想

2 大量破壊兵器の不拡散に関する 国連安保理決議1540号

04(同16)年4月、国連安保理は、核・生物・化学(NBC)
兵器とそれらの運搬手段の拡散が国際社会の平和と安全に
Nuclear, Biological and Chemical
対する脅威であり、これに対する適切かつ有効な行動を取
るとして、国連憲章第7章のもと、

- ① 大量破壊兵器およびその運搬手段の開発などを企てる
非国家主体に対し、いかなる形態の支援も控えるべきこ
と
- ② 特にテロリストによる大量破壊兵器およびその運搬手
段の製造などを禁止する適切で効果的な法律を採択し、

執行すべきこと

- ③ 大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散を防止するた
め、国境管理や輸出管理措置を確立すること
などを内容とした「大量破壊兵器の不拡散に関する国連安
保理決議第1540号」を全会一致で採択した。

わが国としては、大量破壊兵器などの拡散が、わが国を
含む国際社会の平和と安定に及ぼす危険性を踏まえ、これ
ら大量破壊兵器などがテロリストなどの非国家主体に拡散
することを防ぐことが国際社会の喫緊の課題であるとの認
識に基づき、この決議の採択を支持するとともに、すべて
の国連加盟国がこの決議を遵守することを期待している。